

航空自衛隊補給処調達
オープンカウンター方式実施要領

令和2年8月7日

航空幕僚監部装備計画部装備課

航空自衛隊補給処調達オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、航空自衛隊の補給処調達において、オープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約予定相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 この要領は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第3号、第4号及び第7号に規定する契約のうち、補給処の分任支出負担行為担当官（会計法第13条2項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。以下「分支担当官」という。）がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象案件とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は、「オープンカウンター方式による見積依頼について」の名称を付し、ホームページ及び必要と認める場合は補給処所定の掲示板（以下「ホームページ等」という。）で公表する。

- 2 前項において公表に付する事項は、統制番号、件名、納入（履行）場所、納期（履行期限）、見積依頼書公表日、見積書提出期限、見積合わせの日、参加資格及び分支担当官が必要と認める事項とする。
- 3 公表する期間は10日間を基準とする。
- 4 契約案件により、防衛省等の競争契約における仕様書等の掲載基準に準じ、分支担当官が支障がないと認めた場合は、仕様書その他の関連書類を公表するものとする。
- 5 公表する様式については、別紙様式第1を基準とする。

(参加資格)

第5条 見積書を提出できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
- (2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
- (3) 次のアからエまでのいずれかの条件を満たす者
 - ア 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)のC又はDの等級に格付けされ、地域

の競争参加資格を有する者

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア及びイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない。）に対し、直近1年間で1ヶ月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

エ 見積書の提出日までの1年間において、本契約の分支担官との間で契約を締結した実績がある事業者（アの競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。）

- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
 - (6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと
- 2 その他、分支担官が必要と認める場合は、参加条件を付すことができる。

（見積書の提出等）

第6条 見積書を提出する者は、ホームページ等で公表又は分支担官が手交した見積依頼、本要領、仕様書、「入札及び契約心得」、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。

- 2 見積書の様式は任意とする。ただし、見積依頼において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。
- 3 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
 - (1) 件名、金額、数量、統制番号、履行期限、履行場所を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名押印をすること
 - (2) 見積金額を訂正しないこと
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと
 - (5) 前各号に掲げるほか、分支担官の指示に違反しないこと
- 5 見積書の提出の際に、前条第3号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書等」という。）を提出するものとする。
- 6 見積書及び資格証明書等の提出に当たっては、持参の他、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。
- 7 前項において、資格証明書等を含め、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は

無効とする。

8 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めないものとする。

(同等品の承認)

第7条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。

2 同等品の申請は、対象案件を公表した日から起算して5日目まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）を基準とし、公表時において定めた期限までに提出するものとする。

(見積合わせ)

第8条 見積書を提出する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、公表する見積依頼に記載した日に非公開で行うものとする。

(無効な見積書)

第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

(1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書

(2) 件名、金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項を欠く見積書

(3) 金額を訂正した見積書

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書

(5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書

(6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書

(7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書

(8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書

(9) 前各号に掲げるほか、分支担当官の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書

(契約予定相手方の決定)

第10条 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書を提出した者を契約予定相手方として決定するものとする。

2 契約予定相手方となるべき同価の見積書を提出した者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約予定相手方を決定するものとする。

3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

4 契約予定相手方が決定したときは、速やかに当該契約予定相手方に決定した旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第11条 見積合わせの結果の公表については、次項を基準とするが、公表の要否及び公表する項目については、各分支担当官の所定とする。

2 見積合わせの結果は、「オープンカウンター方式による見積依頼・結果について」の名称を付し、ホームページ等において、契約予定相手方の決定後、速やかに公表するものとし、公表期間は1ヶ月とする。公表に付する事項は、統制番号、件名、提出者数、契約予定相手方及び決定価格とし、公表する様式は、別紙様式第2を基準とする。この項の規定により、公表した場合は、見積合わせの結果に関する照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第12条 契約予定相手方は、契約書を作成し記名押印のうえ、これを遅滞なく契約担当職員に提出しなければならない。なお、契約書を提出しないものについては、損害賠償の請求を受けるほか、指名の制限、資格審査の制限等が行われることがある。

2 提出された契約書に、分支担当官が契約予定相手方とともに記名押印したとき、当該契約が成立するものとする。

(その他)

第13条 補足事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積書を提出する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 分支担当官は、契約予定相手方を決定するために、必要に応じて見積書提出者に対して追加資料の提出を求める。
- (4) 分支担当官は、状況により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約予定相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

附則

この要領は、発布後、令和2年度の物品調達等の見積合わせから適用する。

「オープンカウンター方式による見積依頼について」

番号	統制番号	件名	納入 (履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日	参加資格	参加 条件	仕 様 書	同 等 品	備考
(例) R2-1	K02S-013FB1TB- NV7-0001	産業用スノータイヤ 50EA	第4補給処 木更津支処	令和2年3月31日	令和2年3月2日	令和2年3月13日 (金) 17時00分	令和2年3月16日 (月)	実施要領のと おり	----	○	無	
R2-2												
R2-3												
R2-4												
R2-5												

オープンカウンター方式による見積依頼について

「オープンカウンター方式による見積依頼・結果について」

番号	統制番号	件名	提出者数	契約予定相手方	決定価格 (税抜)	備考

オープンカウンター方式による見積依頼・結果について